

子ども・子育て支援対策調査特別委員会 情報連絡資料

令和2年12月15日

情報連絡事項

頁

- | | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 「子どもの未来を応援する首長連合」の活動について | 2 |
|---|------------------------------------|---|

(政策経営部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和2年12月15日

件名	「子どもの未来を応援する首長連合」の活動について
所管部課名	政策経営部 子どもの貧困対策担当課
内容	<p>1 子どもの貧困対策に係る制度の充実に関する決議について 令和2年11月19日、国に要望書を提出した（別紙参照）。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 加盟自治体数：178団体（132市、4区、38町、4村）
問題点 今後の方針	子どもの未来を応援する首長連合に加入している他自治体と情報交換し、可能なことから実践交流等を進めていく。

子どもの貧困対策に係る制度の充実に関する決議

子どもたちが明るい未来を夢見て今を生きていくには、自らの可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていける社会を作ることが必要である。子どもたちの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右され、無限の可能性の芽が摘まれるようなことは決してあってはならない。

しかしながら、近年の都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化など、様々な要因と経済的困窮とが相まって、困難に直面している家庭が、必要な支援を受けられず孤立しやすくなっている。そうした家庭の子どもたちの中には、自己肯定感・自尊感情が十分に育たず、基本的な生活習慣・学習習慣、自立心・自制心、社会的なマナー・コミュニケーション能力などを身につけることが困難な状況に陥っているケースもある。さらに、そんな子どもたちが、将来再び経済的困窮家庭を形成するという、いわゆる「貧困の連鎖」が現代社会で課題となっている。

子どもの貧困対策は、国、都道府県と市区町村が相互の信頼と協力関係に基づき、着実に推進すべきものであり、我々市区町村は、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。また、令和元年6月の法改正により、基礎自治体に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課されたことにより、市区町村の貧困対策における役割、責任はより重大になっている。

よって、本連合は、市区町村が子どもの貧困対策の最前線において中心的役割を果たしていることに鑑み、国に対し、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1 子どもの貧困対策の総合的な推進について

- 国は、子どもの現在及び将来がその家庭の事情等に制約を受けることがないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者への就労支援等を行うことにより、子どもの貧困対策をさらに総合的に推進すること。
- 子どもの貧困対策は、国や市区町村だけでなく、企業、NPO等の法人などが、様々な立場から連携・協力して対策を講ずることが重要であり、国は、企業、NPO等の法人などが積極的に子どもたちを応援できるよう、あらゆる場面において最大限の配慮を行うこと。

- 子どもの貧困対策は、子どもの養育環境の改善を図ることが重要であり、特に以下について、国として体制整備や仕組みを検討すること。
 - ・ 妊産婦期から義務教育後の進学・就職の段階に至るまで、対処療法的なアプローチだけでなく、予防的なアプローチによる切れ目のない支援制度
 - ・ 妊娠期からの包括的支援を確立するため、母子保健と子育て支援等を一体的・総合的に推進するための補助制度や体系の確立
 - ・ 入園料、保育料、入学料、授業料等の費用負担の軽減に加え、絵本代等の教材費、学用品費、給食費、制服等の通園・通学費用、クラブ活動費、修学旅行費・校外活動費なども含めた教育に係る私費負担の軽減
 - ・ 地域間格差の軽減に向け、教育に係る私費負担軽減に取り組む都道府県・市区町村への財政措置
 - ・ 生活困窮者自立支援法に基づく事業（特に学習支援事業等の任意事業）の財源拡充
 - ・ 児童扶養手当等のひとり親家庭への支援制度の改善や財源拡充
 - ・ 離婚母子家庭の養育費の取決め・確保の促進に取り組む都道府県・市区町村への支援
 - ・ 子どもの医療費について、現物給付に伴う国民健康保険への国庫負担金の減額調整措置の廃止及び国による18歳年度末までの子どもの医療費の無償化も視野に入れた助成に係る制度の創設
 - ・ 子ども食堂を始めとした子どもの居場所事業やフードバンク（ドライブ）、宅食等の取組みについて、専門家による相談支援体制の整備や安定した運営のための恒久的な財政支援
- 子どもの貧困対策は、継続的・長期的な取組が必須であるため、国は、子どもの貧困対策に資する補助事業等について、当該補助事業等における対象事業の拡充や対象期間の延長、期間終了後における交付税措置など、市区町村が地域の実態に応じた取組を中長期にわたって推進しやすい仕組みを検討すること。
- 子どもの貧困対策は、困難を抱える家庭や子どもと支援者（スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等）との信頼関係の構築が不可欠であり、ケースによっては対応に膨大な時間を要することもあるため、支援者の人員確保や充実、支援体制を持続するための財政支援など、市区町村が継続的・長期的に支援体制を整備できる仕組みを検討すること。
- 子どもの貧困対策は、早い段階から支援を行うことが重要であるため、子どもが小さい時から予防的な支援につなげることができ、また、貧困の連鎖を予防するために「気になる」子どもへの早期対応を行うことのできる体制の整備や仕組みを検討すること。
- 災害発生により子どもの貧困が発生、助長することがないように、奨学金の給付化、修学支援に対する補助、ひとり親家庭等への充実した支援等支援制度の創設や見直しを図ること。

2 令和3年度予算編成等について

- 子どもの貧困対策は、貧困の連鎖を予防する観点から恒久的な取組が必須であるため、国は、「地域子供の未来応援交付金」について、対象事業や補助率の拡充、全ての市区町村が地域の実態に応じた取組を中長期にわたって推進しやすい仕組みを構築すること。あわせて、子どもの貧困対策に関する施策の推進にあたり、NPO や市民団体等の実施団体との協働が円滑に進むよう制度の見直しを含めた改善を行うこと。
- 福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら総合的に子ども家庭支援を行う「子ども家庭総合拠点事業」については、必要な支援を行うために専門的知識や資格等保有者を確保することが必要であるという観点から、補助基準額の引上げ等の検討を行うこと。
- 家庭の経済的事情によらず、義務教育段階から学力や学習意欲を保障することは、貧困の連鎖を断ち切るために不可欠であることを踏まえ、特に貧困や不登校等の理由により課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するため、教職員の人材と財源の確保を図るとともに、国の責任において各市区町村におけるスクールソーシャルワーカーの配置を促進するなど、指導・相談体制の充実を図ること。また、教員OB や大学生等が教育活動に参画し、子どもたちの学習のサポートや教員補助を行うなどの体制構築に向けた財政支援の拡充を図ること。
- 子どもの無限の可能性の芽が摘まれるようなことのないよう、生活保護世帯のみならず、低所得世帯、多子世帯の子どもたちに対し、幼児教育から高等教育にわたる教育費負担軽減のための施策の充実を図ること。
- 全ての生活困窮世帯の子どもに学習支援を行えるよう、経済的な理由を含む家庭事情等により、家庭等における学習機会が十分でない中学生・高校生等を含めた全ての児童生徒を対象とする原則無料の学習支援等の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とする学習相談・学習支援の充実を図るなど財政支援の更なる充実を図ること。
- 経済面で不利な環境にある家庭では、相談相手など人とのつながりや地域行事への参加などといった経験・体験が少ない傾向が見られる一方で、経済面等で不利な環境にあっても高い学力を有している子どもの親は、読書、子どもの生活習慣等に関して子どもへ積極的な働きかけを行っているという特徴が見られる。このため、困難を抱える子どもの状況を踏まえた読書活動等への支援、家庭教育支援などを進め、教育格差の解消への取組充実を図ること。
- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯等が増加する中、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ワンストップ相談窓口の推進、子どもの居場所づくりや学習の支援、親に対する養育費確保や資格取得の支援など、ひとり親家庭等の自立支援の充実・確保を図るとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、児童虐

待防止対策等、子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進を着実に実施すること。

- 放課後子供教室の自治体の財政負担について、全ての子どもの居場所づくりを積極的
に進めるため、補助率の引上げを図ること。
- 新型コロナウイルスの影響により生じた経済的な格差が、将来的な格差の拡大につな
がらないよう、生活困窮世帯への継続的な支援を実施すること。

以上決議する。

令和2年11月19日

子どもの未来を応援する首長連合
(子どもの貧困対策連合)